



# ふくろう通信

ヒルトップ税理士法人

Tel:03-3441-3041

Fax:03-5421-7086

<http://www.e-fukurou.jp/>

## 5月の主な税務スケジュール

- ・ 3月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- ・ 9月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- ・ 消費税6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告及び3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・ 自動車税の納付
- ・ 住民税特別徴収税額決定通知書の発送

## 今号の目次

- ・ 軽減税率対策補助金
- ・ Café Hilltop 住民税の決定通知書とふるさと納税
- ・ ロボット駅員登場！
- ・ 代表コラム 「TOKYO 2020 OFFICIAL CARD」



## クールビズのお知らせ

今年も弊社ではクールビズを実施します。

実施予定期間：4月26日（金）～9月30日（月）

クールビズ期間中は、事務所内はノーネクタイ・ノージャケットの服装で、エアコンの使用を控えめにして業務を行います。ご来社の際は、お客様も是非軽装でお越しください。

ご理解とご協力、よろしくお願いたします。

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金とは、消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジや券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

基本的には、申請書(数枚)と、証拠書類(内訳の分かる請求書や領収書、製品の証明書など)で申請できます。A型、B型、C型の3つの申請類型があり、申請類型により、個人申請のものと指定事業者等による代理申請のものがあり、また事後申請のものと事前申請のものがあります。

### A型 複数税率対応レジの導入等支援

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入又は改修する必要のある事業者が使える補助金です。

補助率は原則4分の3で、レジ1台当たり20万円が上限です。



### B型 受発注システムの改修等支援

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取り扱うために、電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者が使える補助金です。

補助率は原則4分の3で、発注システムの補助上限額は1,000万円、受注システムの補助上限額は150万円です。

システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要です。

### C型 請求書管理システムの改修等支援

軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者が使える補助金です。

補助率は原則4分の3で、1事業者当たりの補助金の上限は150万円です。



いずれも導入、改修、支払いを2019年9月30日までに完了することが必要で、申請期限は2019年12月16日です。

上記A・B・Cの3類型の中でも更に細かく種類が分かれていますので、実際に利用する際は、事前に補助金の対象になるか確認が必要です。軽減税率制度の実施に備え、レジスター、受発注管理システム、請求書管理システムの入替、改修をご検討のお客様は、補助金申請の可否や申請のスケジュールなど、お気軽にご相談ください。

(おうち)



Cafe Hilltop

## 住民税の決定通知書とふるさと納税

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります）。自分の生まれ故郷だけでなく、お世話になった自治体や応援したい自治体等、どの自治体でもふるさと納税の対象になります。さまざまな返礼品が用意されていたり、ガバメントクラウドファンディングで具体的な寄付金の使い道を指定できたりで、ふるさと納税が注目されています。

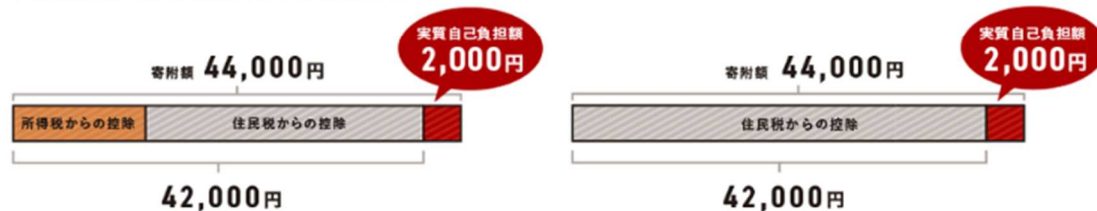
### ふるさと納税の税金控除

#### 確定申告

所得税分はその年の所得税から控除（還付）され、住民税分は翌年度の住民税から控除（住民税の減額）

#### ワンストップ特例

控除額の全額が、翌年度の住民税から控除



(参考：ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」)

従来は確定申告をして所得税と住民税が控除される仕組みでしたが、2015年（平成27年）4月1日からは給与所得者のために、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内であれば確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が始まりました。

所得税の控除は、確定申告での納付額が少なくなったり、あるいは還付金が振り込まれたりしましたが、住民税の場合は、控除分は住民税から差し引かれます。5月から6月にかけて、住民税の税額決定通知書が発送されます。

税額控除、または寄付金税額控除の欄に控除額が記載されています。ふるさと納税をされた方は、住民税の決定通知書を受け取ったら、所定の欄に金額が記載されているか確認をされてはいかがでしょうか。今回記載されている金額が正しいかどうかや2019年の寄附限度額の目安を確認したい場合は、弊社担当者へお声がけください。

なお、税制改正により、税金の控除を受けられるふるさと納税の対象となる自治体を総務大臣が指定することになりました。寄付金控除の対象から外れた自治体への寄付は、税金面でのメリットが受けられないこととなります。2019年6月1日以後行われるふるさと納税から適用されます。

今回の改正の趣旨を理解しつつ、今後もふるさと納税を活用していきたいと思っております。

## ロボット駅員登場！

小田急線と京王井の頭線の乗換駅である下北沢駅。2004年から小田急線の地下化・複々線化工事が続いていましたが、2019年3月末でめでたく工事が終わりました。

最後の最後、3月16日には「中央口」が出来、小田急線と京王井の頭線の改札口が分離されました。その分離された京王井の頭線側の中央口に登場したのが、このロボット駅員です。対話型AIエンジンを搭載しており、乗換案内や運行情報などを問いただけると、音声とディスプレイで答えてくれます。お客様との対話を重ねることで成長し、新入社員からスタートして、駅長を目指すそうです。

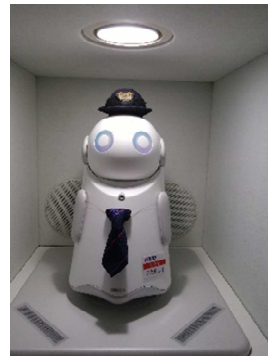
さっそく3月19日9時ごろ見に行きましたが、なんと「別の場所で研修中。10時～16時に出勤します」と張り紙が（涙）。気を取り直して3月29日8時過ぎに見てみると、いました！対話してくれるとのことで、「今日の天気は？」と話しかけてみました。どんな答えが返ってきたと思いますか？

「ずっと駅の中にいるので、外の天気はわからないんです・・・」

「どんな天気でも、傘は忘れずにお持ち帰りくださいね！」

・・・AIロボットなので、瞬時にネットで検索して「晴れ」とか「雨で寒い」とか言ってくれると期待していたのがっかりしてしまいましたが、そこが「新入社員」ということなのでしょう。駅長を目指して頑張る姿を、生温かい目で見守りたいと思います。

（みやた）



## 代表コラム

### 「TOKYO 2020 OFFICIAL CARD」

『東京2020 マスコット オリジナルステッカー』が届きました。

「TOKYO 2020 OFFICIAL CARD」に入会したため、入会者全員にプレゼントされたものです。このカードは、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発行するVisaブランドの唯一の公式カードとなっています。

詳しくは、<https://tokyo2020.org/jp/special/card/>をご覧ください。

抽選で、『東京2020オリンピック 観戦チケット』も当たるそうなので、来年のオリンピックに向け早くもワクワクしております。

さて、9月13日（金）開催予定の第21回TKC東京中央会秋期セミナー（会場：ヒルトン東京お台場）では、メダリストの太田雄貴氏（日本フェンシング協会会長）をお招きし、ご講演いただく予定でございます。

こちらは、抽選ではなくお客様をご招待させていただきますので、是非ご参加くださいませ。秋期セミナーの詳細が決まりましたら改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いたします。

（すぎやま）

